

市内路線バス乗継制度の廃止（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

市内路線バス乗継制度の廃止（案）に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和8年8月12日（水）から令和8年9月11日（金）まで

3. 事務局

まちづくり部まちづくり推進課

4. 募集の趣旨

市内の路線バスは、平成27年度の再編以来、運賃を片道一律200円に定め、大型バスや小型バス等、複数の路線を乗り継いだ場合でも、片道であれば追加運賃なしでバスを利用できる乗継制度を設け、運行を継続してきたところですが、近年の公共交通を取り巻く環境の変化を受け、乗継制度の廃止を検討しています。

乗継制度は、地域の関係者による協議により定めた協議運賃の一部であるため、道路運送法第9条第5項の規定により、廃止の協議を行うにあたり、事前に広く意見を求める必要がありますので、パブリックコメント（意見募集）を実施します。提出されたご意見は取りまとめのうえ、ご意見に対する市の考え方を公表します。

5. 公表資料（別添参照）

市内路線バス乗継制度廃止（案）

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時 間
まちづくり部まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分
市民局まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分
三方町出張所	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
市公式サイト	令和8年9月11日まで

7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所または事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提 出 先	
持 参	まちづくり部まちづくり推進課	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後4時30分
	市民局まちづくり推進課	
	三方町出張所	
	市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 （月曜日、祝日、毎月末日、特別整理期間を除く）
郵 送	まちづくり部まちづくり推進課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6 まちづくり部まちづくり推進課 宛	
ファックス	0790-63-3064	
電子メール	machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp	
市公式サイト	意見入力フォームより送信してください。	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
（氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。）
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。